11月は 虐待防止 推進月間です！

虐待は、子どもに限らず、高齢者や障がい者にとっても社会全体で解決すべき重要な課題です。そのためには、皆さんの理解を深めていくことが大切です。

問い合わせ
- 健康課　☎0562-83-9677
- ふくし課　内線126
- 障がい福祉課　内線162

知ろう・気づこう「虐待の種類とサイン」

	どんなことが虐待？		虐待のサインは？
身体的虐待	・体に傷や痛みを負わせる暴行を加える ・正当な理由なく身動きが取れない状態にする ・赤ちゃんを激しく揺さぶる　など	→	・体や顔に、不自然なあざや傷がみられる ・急におびえたり、怖がったり、子どもは親や大人の顔色をうかがう　など
放棄・放任（ネグレクト）	・家に閉じ込める、食事を与えない ・重大な病気になっても病院に連れて行かない、必要なサービスを受けさせない ・不潔な環境で生活させる　など	→	・体から悪臭がする、衣服が不潔 ・ひどく空腹を訴え、栄養失調、子どもの場合は発育の遅れがみられる ・子どもだけで夜遅くまで遊んだり、家に帰りたがらない　など
心理的虐待	・大きな声で怒鳴る、大きな音を出す、ののしる、無視 ・きょうだい間での差別扱い ・子どもの前での夫婦喧嘩　など	→	・おびえる、泣く、叫ぶ ・自分で自分を傷つける行為をする ・情緒不安定、表情が乏しい　など
性的虐待	・わいせつな行為を行う、させる、見せるなど	→	・人目を避け、部屋に１人でいたがる ・人に相談するのをためらう ・子どもの場合は誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い　など
経済的虐待	・本人のお金を本人のこと以外に使う　など	→	・生活費などの支払いができていない　など

ピックアップ

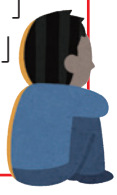
気がつかずやってしまう「心理的虐待」

自分が言われたら悲しくなる言葉、使ってしまっていませんか？



本人に向かって…

「お前なんか、いなくなってしまえ！」
「何でこんなこともできないんだ！」
「他人を困らせるために、わざとやらないんだろ！」



本人の前で他人に向かって…

「この人、こんなこともできなくて…」
「この人、ほんと頭おかしくて…」



家族は「ついつい…」「これくらい」と思っていることに、本人は傷ついているかもしれません…

予約制　無料

介護サービス利用に関する法律相談

介護保険の被保険者の方が介護サービス事業者とのトラブルでお困りのことについて、弁護士による法律相談を次のとおり実施します。

●と　き
12月３日(木)
午後１時30分～４時30分

●ところ
東海市しあわせ村
保健福祉センター１階
相談室

●対　象
知多北部広域連合から要介護または要支援の認定を受けた被保険者とその介護者

●定　員　６名(先着順)

●参加費　無料

●応対者
熊田法律事務所弁護士

●相談対象
介護サービスの利用上で生じたサービス事業者とのトラブルに関する相談で、法律問題を含む内容のもの
※同一案件3回まで

●申込み
11月９日(月)～20日(金)の平日午前８時30分～午後５時に電話で問い合わせ先へ
※相談したい内容を具体的に整理しておくこと

●問い合わせ
知多北部広域連合総務課
☎052-689-1651



「このままだと虐待してしまいそう…」
１人で悩んでいませんか?
家族の方の相談も可能です。



「もしかして…虐待?」と思ったら迷わず相談窓口へ!

相談は匿名でも可能です

確信がないからと見過ごすと、重大な結果を招きかねません。本人や家族などに自覚がなくても、客観的に見る第三者だからこそ気がつけることもあります。

＼ポイント／
・虐待に気づいた人には通報する義務があります。
・相談した方の個人情報は守られます。
・虐待の事実がないとわかっても、責任を問われることはありません。

虐待は家族だけの問題ではありません

施設で生活する方にとって、施設は家庭と同じです。施設に通っている方や、入所中の方の様子がおかしいなと思うことはありませんか?
「お世話してもらっている立場で、こんなこと言えない…」
「間違いだったらどうしよう…」など、心配なことがあれば、抱え込まずに相談窓口へ相談してください。

相談窓口　受付時間：月～金曜日
午前９時～午後４時(最終受付：午後３時30分)
緊急時は時間外でも受付

高齢者に関すること
・町高齢者相談支援センター
☎0562-82-2941
・ふくし課　内線126

障がい者に関すること
・障がい福祉課
(障がい者虐待防止センター)
内線162
・町障がい者相談支援センター
☎0562-82-2567

子どもに関すること
・健康課(こども家庭センター)
☎0562-83-9677
・児童相談所全国共通ダイヤル
☎１８９(いちはやく)
・知多児童・障害者相談センター
☎0569-22-3939

年代に関係なく共通の相談先
半田警察署　☎0569-21-0110

Topics　皆さんに知ってほしい！ **ヤングケアラー**

最近ニュースでよく聞く「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたち
年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家事や家族の介護(障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など)や年下のきょうだいの世話などを日常的にする18歳未満の子どものこと。本来であれば受けられるはずの教育を受けられなかったり、自分の時間が十分にとれなかったりして、学業・就職・人間関係などに影響を及ぼすといわれています。